

地域金融円滑化のための基本方針

当金庫は、地域の中小企業および個人のお客様に必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するため、以下の方針に基づき、地域金融の円滑化に全力で取り組んでまいります。

1. 取組み方針

地域の中小企業および個人のお客様への安定した資金供給は、事業地域が限定された協同組織金融機関である当金庫にとっては最も重要な社会的使命であり、私どもは、お客様からの資金需要や貸付条件の変更等のお申込みがあった場合には、これまでと同様、お客様の抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組めます。

2. 金融円滑化措置の円滑な実施に向けた態勢整備

当金庫は、上記取組み方針を適切に実施するため、以下のとおり、必要な態勢整備を図っております。

- ・ 平成22年1月15日付けにて「本基本方針」、「金融円滑化管理方針」、および「金融円滑化管理規程」を制定するとともに金融円滑化管理責任者を選任しております。
- ・ お客様へのきめ細やかな経営改善支援を行うために審査部に「経営支援課」を設置しております。また、平成22年1月25日より金融円滑化措置に対応するため経営支援課に増員致します。
- ・ 平成21年12月24日から営業店に専門相談窓口を設置し、相談業務に関する受付時間を午後6時まで延長しております。
- ・ 与信取引に関するお客様への説明を適切かつ十分に行うため「与信取引の説明マニュアル」を制定しております。
- ・ 日曜相談会（毎月第2日曜日）において平成21年12月より「金融円滑化に関する相談」を受け付けております。
- ・ お客様の事業価値を見極める能力を向上させるため職員を全信協主催の目利き研修等に参加させるとともに、経営コンサルティング企業と連携して庫内研修を実施しております。

3. 他の金融機関等との緊密な連携

当金庫は、複数の金融機関から借入れを行っているお客様から貸付条件の変更等の申し出があった場合など、他の金融機関や信用保証協会等と緊密な連携を図る必要が生じたときは、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を得たうえで、これらの関係機関と情報の確認・照会を行うなど、緊密な連携を図りながら地域金融の円滑化に努めてまいります。

※ なお、お客様からの貸付条件変更等に関する苦情相談は、次の相談窓口をご利用ください。

大川信用金庫 総務部法務課 電話番号：0944-86-5136
受付時間：平日の午前9時～午後6時

以 上